

長野県退職職員の再就職に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県（以下「県」という。）を退職する職員又は退職した職員（以下「県退職職員」という。）の再就職に関し必要な事項を定めることにより、県退職職員の知識・経験等に対する社会的ニーズに適切に応えるとともに、再就職の公正性及び透明性の向上を図り、退職管理の適正を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 民間企業、公益法人その他の法人、団体又は個人をいう。
- (2) 外郭団体 県の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、県が特に援助し、又は配慮することを要する法人で別表に定めるものをいう。

(再就職希望の申出)

第3条 次条第3項の規定による企業等への情報の提供を通して、企業等への再就職を希望する県退職職員（退職時に医師及び教員である者を除く。以下この条から第5条までにおいて同じ。）は、別に指定する日までに、再就職希望調書（様式第1号）により、所属長（既に退職した者については、退職時の所属の長）を經由して総務部人事課へ申し出るものとする。

2 前項の規定により申し出た県退職職員は、県が次条第3項の規定により当該職員に関する情報を企業等に提供することについて同意したものとする。

(企業等への情報の提供)

第4条 県退職職員の採用を希望する企業等は、県に県退職職員の情報の提供を求めることができる。

- 2 前項の求めは、長野県退職職員求人申込書（様式第2号）を総務部人事課に提出することにより行うものとする。
- 3 県は、前項の規定により県退職職員の情報の提供を求めた企業等に対し、前条第1項の規定により申し出た県退職職員の情報のうち求人内容に適合するものを提供するものとする。
- 4 前項の規定により情報の提供を受けた企業等は、採用選考を実施した場合は、速やかにその結果を県に報告するものとする。

(外郭団体への再就職)

第5条 県は、外郭団体が役員又はこれに準ずる職員（以下「役員等」という。）を採用しようとする場合は、公募により広く人材を募るよう要請するものとする。

2 県退職職員の外郭団体への再就職は、原則として次の各号のいずれにも該当する場合にすることができるものとし、その手続は前2条に定めるところによるものとする。

- (1) 役員等以外の職員、又は、県退職職員が就くことについて県が特に必要と認める役員等への再就職であること。
- (2) 65歳に達する日の属する年度の末日を超えて在職しないこと。
- (3) 退職手当又は功労金を受給しないこと。

(再就職情報の届出・公表)

第6条 再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号。次項において「条例」という。）第3条の規定による届出は、同条に定める地位に就いた日から2週間以内に、退職時の所属の長に、再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則（平成28年長野県人事委員会規則第15号）第17条第1項に規定する再就職届出書を提出することにより行うものとする。

2 条例第4条の規定による公表は、毎年度5月末日までに行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県退職職員の再就職について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月21日から施行する。
- 2 長野県退職職員の再就職に関する取扱要領（平成14年4月1日適用）は廃止する。
- 3 令和2年度における条例第4条の規定による公表については、第6条第2項の規定にかかわらず、令和2年6月末日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度中に県を退職し、同年度中に再就職した者については、なお改正前の第7条第1項及び第2項を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

長野県土地開発公社

長野県道路公社

長野県住宅供給公社

(公財) 長野県国際化協会

(公財) 長野県長寿社会開発センター

(一財) 長野県文化振興事業団

(一社) 長野県観光機構

(公財) 長野県農業開発公社

(公社) 長野県林業公社

(一社) 長野県林業コンサルタント協会

(一財) 長野県林業用苗木安定基金協会

(公財) 長野県建設技術センター

(公財) 長野県下水道公社

(公財) 長野県暴力追放県民センター

しなの鉄道(株)

松本空港ターミナルビル(株)

(公社) 長野県私学教育協会

(公財) 長野県生活衛生営業指導センター

(公財) 長野県産業振興機構

(公財) 南信州・飯田産業センター

(一財) 塩尻・木曾地域地場産業振興センター

(公社) 長野県畜産物価格安定基金協会

(一社) 長野県原種センター

(公財) 長野県緑の基金

(株) 長野協同データセンター

長野県信用保証協会

長野県農業信用基金協会

(公財) 長野県アイバンク・臓器移植推進協会

(公財) 長野県消防協会

(公社) 長野県農業担い手育成基金

(一社) 長野県果実協会

(一財) 長野県林業労働財団

(社福) 長野県社会福祉協議会

(社福) 長野県社会福祉事業団

長野県職業能力開発協会

(公財) 長野県健康づくり事業団

(一社) 長野県農業会議

(公財) 長野県スポーツ協会

(地独) 長野県立病院機構

公立大学法人長野県立大学